平成30年9月5日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

財務に関する公益認定の基準について

財務三基準の概要

①収支相償について

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない（認定法第14条）

⇒単年度の収益－費用が「黒字」となる場合の対応

◆「黒字」を計画的に積立てて、使用する仕組み（特定費用準備資金・資産取得資金）

◆使途が指定された寄附金等について、会計上、特別に取扱う仕組み（指定正味財産）

◆定期提出書類に「今後の剰余金の扱い」の記載欄

（第一段階）

経常収益と経常費用とを比較する

（第二段階）

①50%繰入れの場合（別表A（1））

第一段階の収支相償を満たした各公益目的事業に直接関連する費用と収益に加え、公益目的事業の会計に属するその他の費用と収益で各事業に直接関連付けられない費用と収益、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益の50%を加算して収支を比較する。

②50%超繰入の場合（別表A（2））

公益目的事業のために法人において収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れの必要があると判断する場合には、公益目的事業に関するすべての資金の出入りとその通しを足し合わせて収支を比較する。

②公益目的事業比率について

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が50%以上となるように公益目的事業を行わなければならない（認定法第15条）

【具体的算定方法】

◆正味財産増減計算書内訳表における、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の経常費用を基礎として算定

⇒役員報酬を含む人件費、事務所費用等の共通経費については、適正な基準により配賦

⇒会計基準の運用指針12.（2）の取扱要領において、事業費は「事業の目的のために要する費用」、管理費は「各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用」と記載。

◆上記の費用について、ア：特定費用準備資金、イ：土地・融資・ボランティアのみなし費用で調整

③遊休財産額保有制度について

公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない（認定法第16条）

⇒遊休財産額とは「公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるもの」（認定法第16条2項）を言い、

資産－負債－（控除対象財産－対応する負債）として算定される。

※対応する負債を控除するのは、借入金（負債）で資産を取得している場合に、「負債」及び控除対象財産の二重に減算されることを防ぐため。

（経営支援部第1課　高松）